

実店舗の開業に向けたまちなかでのチャレンジ出店を応援します！

令和
8年度

前橋市まちなか

スモールビジネス支援補助金



まちなかの空きスペースや公共空間などを活用して、市場性の調査を図るために実施するチャレンジ出店や店舗内にチャレンジ出店スペースを設けるために実施する改修工事などにかかる経費の一部を支援します！

申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

※令和9年3月31日までに出店し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・実店舗開業に向けた商品やサービスの提供を試験的に実施する方
- ・イベントへの参加出店ではないこと
- ・対象事業が着手前であること
- ・出店において、必要な許認可等を取得していること

対象事業

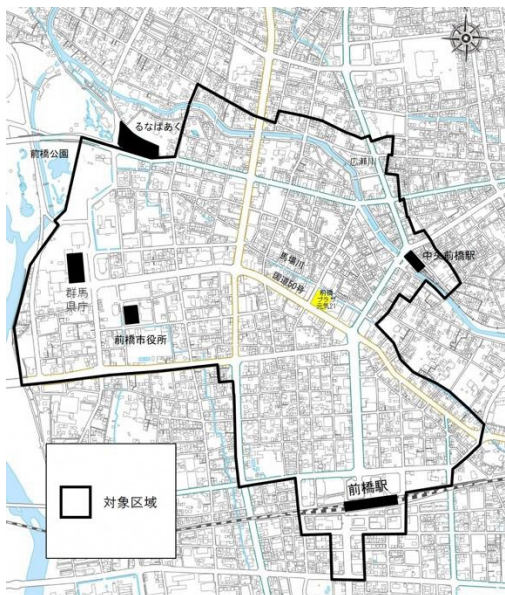
- ・出店料（水道・光熱費等を含む）
- ・広告宣伝費
- ・備品等のレンタル料
- ・許可取得費用（保健所の営業許可など）

※対象経費は税抜額での計算となります。 ※いずれも市内業者への発注が原則です。

対象区域

前橋市アーバンデザイン策定区域
(約158ha)

補助上限額



チャレンジ出店型

「実店舗を開業したいけど、まだ自信がない…」
そんな方に利用してほしい補助金です。自分の作品や料理が販売できるか
試してみたいなどのチャレンジ出店を支援します。

補助上限額 5万円

補助率 2/3

オーナー型

店舗の一角にチャレンジ出店スペースを新設する方や既存の出店スペース
を改修する方を対象に、その費用の一部を支援します。

補助上限額 10万円

補助率 2/3

対象要件

- ・対象区域内で1年以上店舗等を営業する方
- ・店舗内のチャレンジ出店スペースを、出店希望者へ貸出す事業者（有償無償問わず）
- ・出店希望者の相談に寄り添い、サポートできる事業者

対象事業

- ・出店スペースにかかる改装工事や設置工事
(内装、外装、厨房設備工事など)



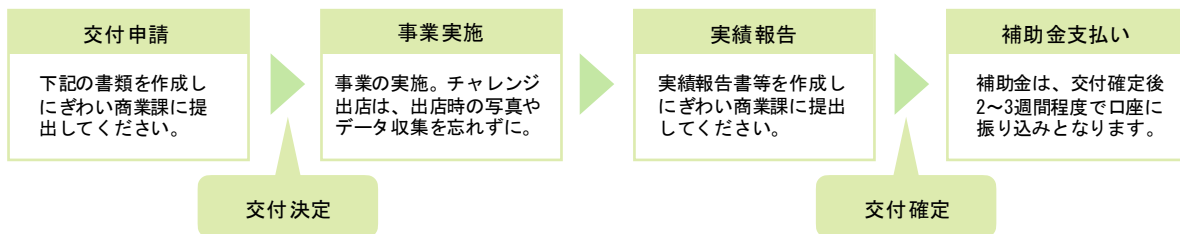
027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp



補助金交付までの流れ



申請に必要な書類

前橋市HPからダウンロード

ご自身で用意するもの

オーナー型を申請する場合

- 交付申請書兼誓約書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 補助金交付可否決定前の同意書
- 【申請者の住所が市外の場合】
登記簿謄本（法人）／履歴書及び身分証明書（個人）
- 【市外業者に発注する場合】対象経費の見積書／理由書
- チャレンジ出店スペースの新設・改修にかかる確認票
- 改修工事等の見積書
- 工事開始前の物件写真

様式ダウンロードはこちらから



チャレンジ出店スペースのご紹介

まちなかには、多数のチャレンジ出店スペースがあります。出店料や利用条件等はそれぞれお問合せください。

- 無印良品 一坪開業スペース
- まちなか工房 CHU-BORN
- 中央通り商店街 MAEBASHI BOOST
- まちなか駐輪場
- 前橋駅前けやき並木通り
- まちなか店舗での間借り出店 など

詳細はこちらを
チェック



〈注意事項〉

- ・予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- ・工事等を開始する前に申請が必要です。
- ・現地確認は申請者の立会が必要です。
- ・補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません、
- ・その他、詳しくは補助金交付要項をご確認ください。



027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

問い合わせ先：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係

リノバパートナー登録制度



リノバパートナー登録制度とは、まちなかの遊休不動産オーナーと出店希望者のマッチングをサポートする事業者を登録する制度です。



前橋市
ホームページ



リノバパートナー
登録事業者

まちなかで使える補助制度など



まちなかで1年以上営業する店舗に対する支援や新規開拓に対する支援など、幅広い補助制度を用意しています。詳しくはお問い合わせください。



開業支援



既存店支援



リビルド支援